

# 税務かわらBAN

## 新美税務会計事務所

〒475-0921 半田市天神町15-2 TEL (0569)21-7600 FAX (0569)21-7650

インフルエンザが流行っているようです。

体調管理には十分お気をつけ下さい。

今月は「適用できる優遇税制はないか？」  
～決算に向けて～

「4月から消費税の引上げ率が  
一部見直されます！」

「在庫管理はきちんとできていますか？」です。

これまで社会保険の加入調査は実施されて

いますが、平成27年春から厚生年金未加入事業所への

対策が強化されるそうです。

発信 27年2月2日

確定申告の時期になりました。

資料は2月6日(金)を最終期限とさせて頂きますので

でき次第ご連絡下さいますようお願い致します。

# 税務かわらBAN

## 新美税務会計事務所

〒475-0921 半田市天神町15-2 TEL (0569)21-7600 FAX (0569)21-7650

### 今月のことば

ピンチのときこそ  
長期的な視点が必要

根本二郎  
(元日本郵船会長)

税務	適用できる優遇税制はないか?	2
消費税	4月から消費税のみなし仕入率が一部見直されます!!	4
経営	在庫管理はきちんとできていますか?	5
労務	知っておきたい社会保険への加入義務	6
コラム	社員の入社時に行う社会保険の手続き	7
	地域ブランドに育て「フルーツ魚」!	8

表紙 春の訪れを告げる早咲き桜・河津桜(静岡県・河津町)

河津桜は、2月上旬から咲き始め3月上旬までの約1か月に渡り咲く早咲きの桜。名前の由来となった河津町では、この時期、河津桜まつりが開催される。

3

平成27年



# 適用できる優遇税制はないか?

## ～決算に向けて～

企業が行った賃上げや設備投資などについて、いくつかの優遇税制<sup>\*</sup>があり、上手に活用することで税負担を軽減することができます。3月末に決算を控える企業は、駆け込みで活用できるものがないか確認してみましょう。

※この解説での優遇税制とは、税額控除(法人税額または所得税額の20%を限度として一定額を税額から直接控除する制度)または特別償却(設備等の取得価額の一定額を損金の額、または必要経費に算入し、所得金額を減少させる制度)のことといいます。

(注意)本欄は概要のみを掲載しています。検討にあたっては、会計事務所とよく相談しましょう。

### 1 従業員の賃上げに取り組んだとき～所得拡大促進税制

従業員の賃金を一定以上増加させた場合、賃金増加額の10%を法人税額から控除して、当期の税負担を軽減できる所得拡大促進税制があります(中小企業等は法人税額の20%が限度)。

この制度は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度に適用する場合は、適用条件である賃金の増加率が「2%以上」と緩和され、利用しやすくなっています。

また、適用にあたっては、事前申請等の必要がなく、賃上げの対象には、ベースアップだけでなく、賞与や諸手当も含まれるため、

3月末の決算賞与の支給などによって、適用条件を満たす可能性があります(図表1)。

#### ●所得拡大促進税制のポイント

- ①事前申請等の必要がありません。
- ②制度は平成30年3月末までに開始する事業年度まで継続するため、今年度は利用できなくても、来年度は利用できる可能性があります。
- ③賃金の増加には、賞与や諸手当のアップも含まれます。
- ④平均給与算定の対象が適用事業年度及びその前事業年度において給与の支給を受けた「継続雇用者」に限定されるため、新規採用が増加しても大丈夫です。
- ⑤個人事業者も利用可能です。

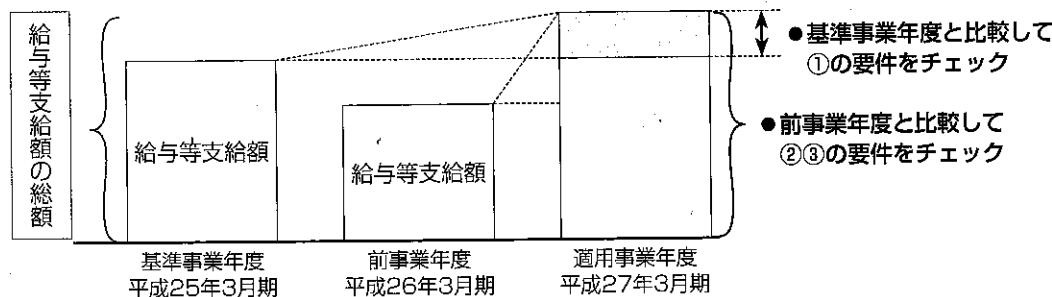
図表1 適用にあたっての確認事項(平成27年3月末に初めて適用する場合)

#### 要件

- ①給与等支給額が基準事業年度(注1)と比べ2%以上(注2)増加している。
- ②給与等支給額の総額が前の事業年度以上ある。
- ③平均給与等支給額が前の事業年度を上回っている。

(注1) 基準事業年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。  
平成27年3月末に決算を迎える企業が適用する場合には、平成24年度(平成25年3月期)が基準事業年度になります。

(注2) 平成26年度は2%、27年度は3%。



## 2 機械や備品の購入など、設備投資を行ったとき

### (1) パソコンなど少額の設備(取得価額30万円未満)を購入した場合

新品・中古を問わず取得した減価償却資産(取得価額30万円未満)の取得価額の全額(取得価額の合計額が300万円以下)を損金算入することができます。

#### ●対象となる減価償却資産

- ・器具備品、機械装置、パソコン
- ・ソフトウエア、特許権、商標権
- ・所有権移転外リース取引に係る貸借人が取得したとされる資産

### (2) 機械装置などを購入した場合

～中小企業投資促進税制～

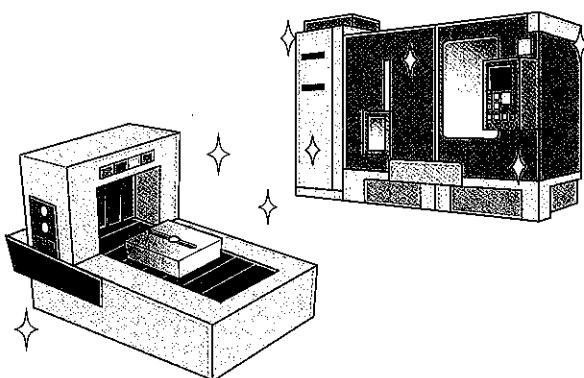
中小企業者等が機械装置などを取得し、事業に利用した場合に、当期の税負担を軽減できる場合があります。具体的には、取得価額の30%の特別償却、または取得価額の7%の税額控除のどちらかを選択適用することになります(資本金3,000万円以下の法人に限る)。

#### 【中小企業投資促進税制】

資本金等	特別償却	税額控除
3,000万円以下	30%	7%
3,000万円超1億円以下	30%	適用なし

#### ●対象となる設備の例

- ・機械装置(1台160万円以上のもの)
- ・器具備品・工具  
(1台30万円以上かつ複数台合計で120万円以上の試験または測定機器、測定・検査工具等)
- ・ソフトウエア  
(一つまたは複数の合計で70万円以上)
- ・貨物自動車(車両総重量3.5t以上)
- ・内航船舶(取得価額の75%が対象)



### (3) 生産性向上に役立つ設備を購入した場合

～中小企業投資促進税制の上乗せ措置～

中小企業投資促進税制の対象設備のうち、生産性向上に役立つ先端設備などを導入した場合には、優遇措置にさらに上乗せ措置が適用できる可能性があります。

#### 【上乗せ措置】

資本金等	特別償却	税額控除
3,000万円以下	100%	10%
3,000万円超1億円以下	100%	7%

#### ●上乗せ措置の対象となる設備の例(先端設備を導入する場合)

旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させるなど一定の要件を満たす以下の最新設備\*

- ・全ての機械装置
- ・サーバー
- ・試験または測定器
- ・稼働状況の情報収集・分析・指示機能のあるソフトウエア

\*先端設備等としてメーカーから証明書を受ける。

(注意)平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合に適用されます。

#### ●お詫びと訂正

本誌平成27年2月号の7頁下「国外に財産をお持ちの方は『国外財産調査』の提出をお忘れなく!」欄において、以下の誤りがありました。深くお詫びして訂正いたします。

下から5行目 【誤】3月17日(月) 【正】3月16日(月)

# 4月から消費税のみなし仕入率が一部見直されます!!

平成27年4月1日から消費税簡易課税制度における金融業及び保険業、不動産業のみなし仕入率が引き下げられます。簡易課税を選択している不動産業者などは増税となります。

## 不動産業のみなし仕入率は40%に

簡易課税制度は、以下のように簡単に消費税の納税額を計算する方法です。

$$\text{消費税納税額} = \text{課税売上高} \times \text{消費税率} \times \text{みなし仕入率}$$

これまで第四種事業であった金融業及び保険業が第五種事業とされることで、みなし仕入率が従前の60%から50%に引き下げられます。また新たにみなし仕入率を40%とする第六種事業が創設され、不動産業が第五種事業（みなし仕入率50%）からこの区分に移行されます（図表1参照）。

適用は、原則的には平成27年4月1日以後に開始する課税期間からです。

簡易課税制度の適用により、事業者にいわゆる益税（利益）が生じているとされ、消費税率引き上げによってこれらの業種の益税が増加すると予測されることから、みなし仕入率が改正されたものと思われます。改正の影響を受ける事業者は、消費税額の算定に注意するとともに、消費税負担額がどのように変わるかについて検討・留意しましょう。

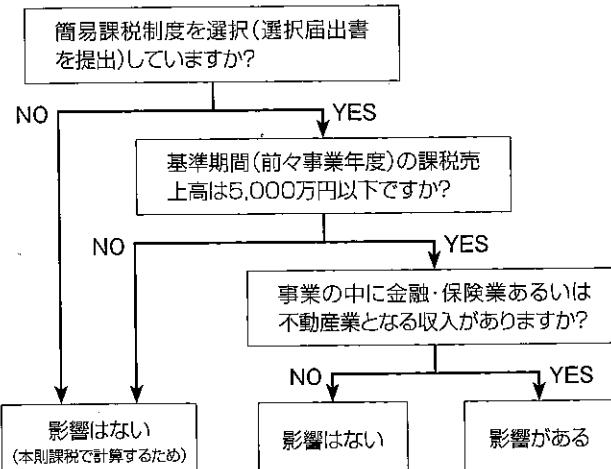
なお自社に影響あるかどうかを図表2で確認しておきましょう。

図表1 みなし仕入率の改正（改正分のみ掲載）

業種	従前		改正後	
	事業区分	みなし仕入率	事業区分	みなし仕入率
金融業及び保険業	第四種事業	60%	第五種事業	50%
不動産業（注）	第五種事業	50%	第六種事業（新設）	40%

（注）不動産業で第五種事業から第六種事業に区分替えになるのは、不動産賃貸業、不動産管理業、不動産仲介事業です。

図表2 みなし仕入率の見直しによる影響の有無



注意！

簡易課税制度選択届出書を過去に提出した事業者は要注意！

簡易課税制度選択届出書を提出すると、その効力は選択不適用届出書を提出しない限り消滅しません。そのため、基準期間の課税売上高が5,000万円を超えたときは本則課税を適用し、5,000万円以下になったときは簡易課税を適用しなければならず、間違いが生じやすいので注意して下さい。

# 在庫管理はきちんとできていますか？

会社は、販売や製造のために、商品、製品、仕掛け品などを在庫（たな卸資産）として保有しています。

過剰在庫や欠品は、業績にも影響するため、在庫管理は経営上とても重要です。

会社の業績悪化や資金繰りが厳しくなる要因には、売上減少の他、在庫の増減が挙げられます。過剰在庫（仕入れ過ぎ）や滞留在庫（売れ残り）などは、資金繰りに影響しますし、欠品などは売上の機会損失になります。また、破損や汚れのある商品は値引販売や廃棄処分の対象となり、紛失・盗難なども、資産を減少させることになります。そのため、経営上、在庫管理はとても大切なことです。

在庫管理というと、難しく捉えられがちですが、まずは、倉庫内をきれいに清掃・整理・整頓し、日常の商品の入出庫管理をきちんと行います。その上で、定期的に実地たな卸を行います。



行うことで、過剰在庫、滞留在庫等を早期に発見することができ、迅速な経営判断が行いややすくなります。

下記のチェックリストで自社の在庫管理の状況についてチェックしてみましょう。



## 自社の在庫管理の状況は？

- ① 在庫管理の責任者が決まっていますか。
- ② 入出庫の際、発注書、仕入伝票、納品書などと現物をチェックしていますか。
- ③ たな卸の方法・ルールが社内で統一されていますか。
- ④ 不良品や陳腐化品、滞留在庫などの値引販売や廃棄処分についてのルールがありますか。
- ⑤ 実地たな卸を定期的に行っていますか（毎月か最低でも3か月に1回）。
- ⑥ 実地たな卸の際に記入したたな卸表やメモを保管していますか。
- ⑦ 実地たな卸に社長が立ち会い、帳簿と実際の在庫が合わない原因の確認や、不良在庫の処分等の判断を迅速に行っていますか。
- ⑧ TKCの「月例経営分析表」などの会計データで在庫の数値をチェックしていますか。
- ⑨ 商品の売れ筋・死に筋などの情報収集に努めていますか。
- ⑩ 倉庫内が清掃・整理・整頓され、商品は決められた場所に正しく保管されていますか。

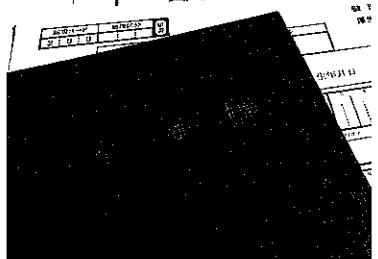
# 知りたい 社会保険への加入義務

社会保険に加入していない中小企業が少なくないようです。個人事業から法人になった場合などに、加入義務があるにもかかわらず、そのままになっていることもあるようです。国も対策に力を入れ始めています。

## Q1 零細企業は、社会保険に加入しなくていいの？

**A1** 法人であれば、たとえ社長一人の会社であっても、社会保険への加入義務があります。

「小規模だから社会保険に加入する必要はない」と誤解をしている法人企業の経営者がいるようですが、従業員数等に関係なく、すべての法人企業が加入しなければなりません。



### 社会保険の加入義務

- すべての法人事業所(注1)
- 常時従業員を5人以上雇用する個人事業者(注2)

(注1) 社長(報酬あり)1人の法人であっても加入義務があります。

(注2) 5人以上の個人事業所でも、一部のサービス業(クリーニング、飲食店等)や農林、水産業等は除かれます。

## Q2 パートやアルバイトは、社会保険に加入しなくてもいいの？

**A2** 勤務実態によって社会保険の加入対象になる場合もあります。

パートやアルバイトについては、給与の支給金額ベースではなく、その人が働いている実態（労働日数・労働時間）で判断します。勤務実態が正社員とほとんど変わらない場合は、社会保険の加入対象になると思われます。

雇用保険の加入の目安	健康保険・厚生年金保険の加入の目安
次の①、②のいずれにも該当する場合 ①31日以上の雇用見込みがあること ②1週間あたりの所定労働時間が20時間以上であること	1日または1週間の勤務時間や1か月の勤務日数が、その会社の正社員のおおむね3/4以上の人

### 平成27年春から、厚生年金未加入事業所への対策が強化される！

これまで社会保険の加入調査は実施されていましたが、平成27年春から、厚生年金の加入逃れを防ぐため、国税庁のデータ等を活用し、加入義務があるにもかかわらず、厚生年金未加入の企業等に対して日本年金機構が加入を求め、加入に応じない場合には強制加入させることもあるとの新聞報道がされています。

(参考：日本経済新聞2014/7/4付、朝日新聞2014/7/22付)

# 社員の入社時に行う 社会保険の手続き

新たに社員(新卒・中途)が入社すると、雇用保険や健康保険・厚生年金保険についての手続きが必要です。新入社員から提出された書類等をもとに、届出書類を作成し、所定の行政機関等に提出しなければなりません。

## 1 雇用保険の手続き

次の届出書類を会社所在地を管轄するハローワークに提出します（提出時に提示が必要な書類もあります）。

届出書類	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得届
提示書類	<input type="checkbox"/> 会社の雇用保険適用事業所台帳 <input type="checkbox"/> 労働者名簿 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 出勤簿 <input type="checkbox"/> 雇用契約書 等 <input type="checkbox"/> 前職の雇用保険被保険者証
提出期限	入社日（資格取得日）の属する月の翌月10日まで
提出先	会社所在地を管轄するハローワーク

※65歳以上の人で、新たに採用される人等は対象になりません。



## 2 健康保険・厚生年金保険の手続き

次の届出書類を会社所在地を管轄する年金事務所等に提出します（提出時に提示が必要な書類もあります）。新入社員に被扶養者（社員本人の社会保険の扶養家族になる人）がいる場合には、被扶養者の収入の確認（注1）と「健康保険被扶養者（異動）届」等の提出が必要になります。

届出書類	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 【被扶養者がいる場合】 <input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者（異動）届 <input type="checkbox"/> 国民年金第3号被保険者関係届（被扶養者が配偶者の場合）
提示書類	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 配偶者の年金手帳（被扶養者が配偶者の場合） <input type="checkbox"/> 在学証明書、住民税の非課税証明書など（被扶養者が配偶者以外の場合）
提出期限	入社日（資格取得日）から5日以内
提出先	会社所在地を管轄する年金事務所等

（注1）被扶養者になれる収入の要件 次の①、②のいずれにも該当する場合（同居の場合）

①年間収入が130万円未満（60歳以上75歳未満の人や一定の障害者の場合は180万円未満）、②被保険者の年間収入の2分の1未満

### ●健康保険証が届くまでの間に病院にかかりたいときはどうする？

社会保険の手続き後、健康保険証が届くまでの間（一般に協会けんぽの場合1～2週間）に、現在、通院中や通院を希望する新入社員がいる場合には、「健康保険資格証明書」を発行してもらうことで、健康保険証の代用とすることができます。

【必要な手続き】 「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」を提出します。

# 地域ブランドに育て 「フルーツ魚」!

ゆず、かぼす、すだちなどの柑橘類を餌に混ぜて育てた  
養殖魚「フルーツ魚」が各地で生まれています。

## 餌からブランド魚をつくる

フルーツ魚は、高知大学と鹿児島県東町漁協等が協力して育てた「柚子鯛王」が発祥です。「餌からブランド魚をつくる」ことを目的に、高知県特産の「柚子」に含まれる抗酸化成分（クエン酸、ポリフェノール等）が、ぶりの変色や臭みの抑制に効果があるのではないか、との着想から生まれました。

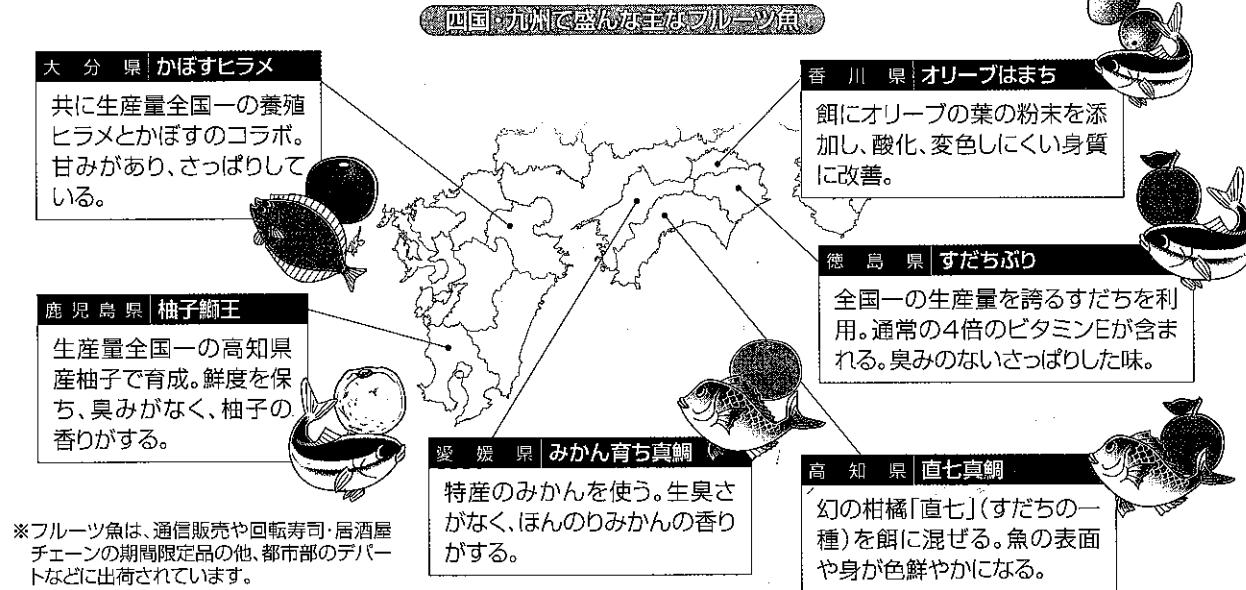
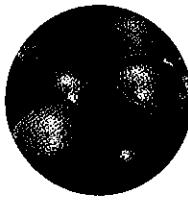
## 養殖魚だからこその“味”と“品質”で勝負!

単に餌として魚に柑橘類を与えて魚の身質に変化はないため、各産地では通常の餌と果汁・果皮・搾りかす等との配合や、餌の量と与えるタイミングについて試行錯誤の末、臭みや脂分の少ない、さっぱりした身質の魚を育てています。

日本の養殖業は、コスト高や海外からの安い養殖魚に押され、厳しい状況にあります。フルーツ魚は、「天然物」にはない「養殖魚だからこその“味”と“品質”」という新たな価値観を提供する地域ブランドとして、新たな市場開拓や地域の活性化につながることが期待されています。

## 地元名産とのコラボレーション

「柚子鯛王」が火付け役となり、四国・九州地方を中心に地元名産のかぼす、すだち、みかん、オリーブなどとコラボレーションした「かぼすヒラメ」「みかん育ち真鯛」「すだちぶり」「オリーブはまち」「直七真鯛」などのフルーツ魚が生まれています。



【今月のことば】 ピンチのときこそ長期的な視点が必要 根本二郎(元日本郵船会長)

海運会社は、収入はドル建てで日本人船員の手賃などコストの大半が円建てのため、円高によって円の収入が少なくなても支払いは変わらない。日本郵船は、円高という大きなピンチに、歴代社長がともに長い時間かけて、コストのドル化と事業統合に取り組んできた。根本氏は、ピンチのたびに長期的に会社をどう変えていくかを考えてきたという。「企業というものは、大きな危機にぶつかると、短期的なその場の対策に陥りがちな気がします。しかし、実はピンチのときこそ長期的な視点が必要なのではないでしょうか」